

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
生後 1 か月児健康診査	退院後 2 カ月以内の乳児に対する健康診査の受診料を助成	受診票 1 枚（8,000 円まで）	個人
12 か月児健康診査	1 歳～ 1 歳 6 カ月未満の小児に対する健康診査の受診料を助成	受診票 1 枚（全額助成）	個人
2 歳児歯科健康診査	2 歳～ 2 歳 6 カ月未満の小児に対する歯科健診の受診料を助成	受診票 1 枚（全額助成）	個人
2 歳児フッ化物塗布	2 歳～ 3 歳未満の小児に対するフッ化物塗布費用を助成	無料クーポン券 2 枚 ※ 2 枚目は 2 歳 6 カ月未満で、フッ化物塗布をした小児に限る	個人
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院療育を必要と認めた 1 歳未満の乳児に対する医療費の一部を給付	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額	個人
特定不妊治療助成	体外受精または顕微授精を行う下記の 2 項目すべてを満たしている方に対し、治療費の一部を助成 ・秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること ・申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に 1 年以上住所を有していること	特定不妊治療に要した自己負担額から秋田県の助成額を控除した額 ※対象者によって上限額が異なります ①治療開始時 40 歳未満で 6 回目まで（保険診療） ②治療開始時 40 歳以上 43 歳未満で 3 回目まで（保険診療） ③治療開始時 40 歳未満で 7 ～ 9 回目まで（保険外診療） ①②に該当する方：治療 1 回あたり上限 5 万円 ③に該当する方：治療 1 回あたり上限 10 万円	個人
一般不妊治療助成	不妊検査（超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査、その他医師が必要と認めた不妊検査）、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精を行う下記の 5 項目すべてを満たしている方に対し、治療費の一部を助成 ①法律上の婚姻夫婦で、不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ②申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に 1 年以上住所を有していること ③夫婦の前年所得の合計額が 730 万円未満であること ④夫、妻ともに市税を滞納していないこと	一般不妊治療に要した費用（同一年度で上限 5 万円） ※一般不妊治療を開始した日または治療により出産後、再度治療を開始した日から 5 年を超えた場合は対象外	個人
不育症治療助成	医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた方で、下記の 4 項目すべてを満たしている方に対し、治療費の一部を助成 ①法律上の婚姻夫婦で、医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められたもの ②申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に 1 年以上住所を有していること ③夫、妻ともに市税を滞納していないこと	治療期間毎に治療に要した費用（全額助成。同一年度で上限 30 万円） ※不育症治療を開始した日から 5 年を超えた場合は対象外	個人
妊娠出産等応援助成金	下記①②のどちらかに該当する方に対し、助成金を給付 ①令和 4 年 4 月 1 日以降に妊娠届を提出し、届出日より 1 年以上前から本市に住所を有する出産前の夫婦 ②令和 3 年度に妊娠届を提出し、令和 4 年 4 月 1 日以降に出産（または出産予定）で、申請日から 1 年以上前から本市に住所を有する妊産婦	10 万円	個人
産後ケア事業（訪問型）	赤ちゃんの栄養や育児について悩みのある産後 1 年を経過しない①・②どちらかに該当する方に対し、助産師の訪問に要する費用を助成 ①母乳育児相談補助券を 3 回使用した方 ②産後 6 カ月を経過している方	利用券（4,500 円分）6 枚 （非課税世帯や生活保護世帯は 5,000 円分）	個人

図 すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口） ☎ 30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者等住宅除排雪支援事業補助金	65 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい 1 ・ 2 級のみの方世帯が居住する家屋（持ち家に限る）の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を助成	業者に支払った費用の 1/2 （上限 住民税非課税世帯：2 万円、住民税課税世帯：1 万円） ※年度内 2 回まで	個人
高齢者福祉タクシー事業	満 80 歳以上の在宅で生活をしている方にタクシー券を交付 ※福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外	500 円分のタクシー券を 1 月あたり 2 枚 ※ 1 回の乗車につき、乗車料金内で最大 4 枚まで使用可能	個人
家族介護用品支給事業	要介護度 4 または 5 に認定された高齢者を自宅で介護している世帯に対し、介護用品を購入できるクーポン券を交付 ※市民税所得割非課税で介護保険料の滞納がない世帯	月額 8,000 円分	個人
軽度生活援助サービス	日常生活上の援助が必要な 65 歳以上の高齢者のみの世帯に対し、家周りの手入れ、間口除雪、軽微な修繕に要する費用の一部を助成 ※間口除雪の範囲は、玄関から主要道路まで歩いて通れる幅（落雪の片づけや車の出入りのための除雪は対象外）	下記の利用者負担を差し引いた額 <草取、窓掃除> 1 時間につき 320 円（1 回 2 時間で年間 3 回まで） <除雪> 1 時間につき 370 円（1 回 1 時間以内、回数制限なし） <大作業> 1 時間につき 560 円（1 回 2 時間で年間 3 回まで） <ふすまの張り替え> 1 枚につき 590 円（年間 5 枚まで） <障子の張り替え> 1 枚につき 290 円（年間 11 枚まで）	個人
見守り電話導入助成事業	65 歳以上の高齢者のみの世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 65 歳未満の方を含む）、または過去に緊急通報システムを利用していた方に対し、市が指定する見守り電話の購入費用の一部を助成	<申請日から 1 年前までの間に、緊急通報システムを利用したことがある方> 2 万円 <上記以外の方> 1 万 5 千円	個人

図 あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域生き活きサロン推進事業費補助金	高齢者のふれあいの居場所となる①地域生き活きサロン、②あっとホームを開設する方に対し、初期開設費用の一部と運営費等を助成 ※①は週 1 回以上、年 40 回以上開催が条件 ※②は月 1 回以上、年 20 回以上開催が条件	①地域生き活きサロン 補助率：10/10 ・サロンに使用する建物の整備費用（上限 30 万円） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限 10 万円） ・開設 1 回あたりの運営費 1,200 円 ・賃借料（年 10 万円までの固定資産税相当分または月 1 万円までの家賃相当分） ②あっとホーム 補助率：10/10 ・初年度立ち上げにかかる費用（上限 10 万円） ・開設 1 回あたりの運営費 1,000 円	個人または自治会等
認知症カフェ運営補助金	認知症カフェを運営する団体に対し、事業に必要な経費を助成 ※申請後、書類および現地調査による審査あり	①備品購入費用 補助率：10/10（上限 10 万円） ※初年度のみ ②運営費 1 回 1 万 5 千円 ※年間 11 回まで ③送迎費 走行キロ数に 20 円を乗じた額	団体

図 あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
妊産婦等健康診査	妊産婦等健康診査（新生児聴覚検査、母乳育児相談を含む）を受診した妊産婦に対し、受診料の一部を助成	受診料の全部または一部を助成する受診票 23 枚 ※多胎妊娠の場合は 6 枚追加	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査を受診した妊婦に対し、受診料を助成	受診票 1 枚（4,000 円まで）	個人

図 すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口） ☎ 30-0265